

道路パトロール業務委託 共通仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本共通仕様書は、福島県が委託する道路パトロール業務（以下「業務」という。）に適用するものとし、受託者（以下「乙」という。）は、関係法令、契約書、共通仕様書、特記仕様書に基づいて適正にパトロールを実施しなければならない。

2 共通仕様書及び特記仕様書は相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は契約の履行を拘束する。

(業務の目的)

第2条 道路パトロール（以下「パトロール」という。）は、道路が常時良好な状態に保たれるよう、道路及び道路の利用状況を把握し、道路の異常及び不法占用物等に対して、適切かつ迅速な措置を講ずるとともに、道路を管理する上で必要な情報及び資料を収集することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この仕様書において、「監督員」「業務管理責任者」「パトロール要員」「運転手」の定義は次の各号に定めるところによる。

(1)「監督員」とは、委託者（以下、「甲」という。）の命を受けて委託業務を監督する者で、道路監理員（道路法（昭和27年法律第180）第71条第4項の規定に基づき道路管理者が任命した者）の中から甲が任命し、当該委託の担当職員として受託者（以下、「乙」という。）に通知した者をいう。

(2)「業務管理責任者」とは、業務契約の履行に関し、業務の掌握及び巡回員の指揮監督等を行う実施責任者で、乙が定め、甲に通知した者をいう。

(3)「パトロール要員」とは、契約書及び本仕様書の定めるところにより、パトロール、その他道路異常箇所の応急処置業務等を行う乙の職員をいう。

(4)「運転手」とは、契約書及び本仕様書の定めるところにより、パトロール車の運転、その他の関係業務を行う乙の職員をいう。

2 この仕様書において、以下の言葉の定義は次の各号の定めるところによる。

(1)「指示」とは、監督員が業務管理責任者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。緊急の場合は電話等の口頭によるものとし、後日、書面により提出できるものとする。

(2)「助言」とは、道路異常等に際し、道路パトロール車に同乗している喜多方建設事務所職員から対応方針を示すことをいう。

(3)「承諾」とは、乙が甲に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、甲が書面により業務上の行為に同意することをいう。

(4)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について甲と乙が対等の立場で合議することをいう。

- (5)「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために業務管理責任者と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (6)「報告」とは、乙が甲に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (7)「提出」とは、乙が甲に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (8)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物を用い、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、FAXまたはメールにより伝達できるものとするが、後日、有効な書面と差し替えるものとする。
- (8) 甲がその権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合に口頭による指示等を行った場合には、それに従うものとする。

(疑義)

第4条 本仕様書に定めなき事項や業務の実施にあたり疑義を生じた場合は、甲と乙が協議して合意のもと対応について決定するものとする。

第2章 パトロール

(パトロールの区分及び定義)

第5条 パトロールの区分は、通常パトロール、夜間パトロール、休日特別パトロールとし、その定義は次のとおりとする。

- 2 通常パトロールとは、平日昼間における道路及び道路の利用状況を把握するためのパトロールをいう。
- 3 夜間パトロールとは、日没後の道路及び道路の利用状況を把握するためのパトロールをいう。
- 4 休日特別パトロールとは、令和7年5月5日、令和7年12月30日、令和8年1月2日において実施するパトロールをいう。

(パトロールの内容)

第6条 通常パトロールは、次の各号に掲げる点検項目について、車両からの目視により行うものとし、必要がある場合は下車して徒歩により行うものとする。

- (1) 路面の状況
- (2) 路肩、路側の状況
- (3) 歩道の状況
- (4) のり面の状況
- (5) 排水施設の状況
- (6) 橋りょうの状況
- (7) トンネルの状況
- (8) 擁壁の状況
- (9) 交通安全施設等の状況

- (10) 街路樹及び植樹帯、支障木等の状況
 - (11) 道路工事、占用工事等の保安施設・交通処理状況
 - (12) 道路隣接地における工事の状況
 - (13) 道路の不法占用の状況
 - (14) 除雪、雪庇、氷柱、雪崩危険箇所の状況
 - (15) その他
- 2 夜間パトロールは、次の各号に掲げる事項について、車両からの目視により行うものとし、必要がある場合は下車して徒歩により行うものとする。
- (1) 道路照明施設及び自発光表示板の点灯状況
 - (2) 交通安全施設（道路標識、視線誘導標、区画線等の視認性）の状況
 - (3) 道路工事等の施工箇所における保安灯等施設の設置状況・交通処理状況
- 3 休日特別パトロールは第6条第1項及び第2項に準じて行うものとする。

（業務計画書）

第7条 乙は契約後すみやかに業務実施計画書を作成し、甲に提出し承諾を受けなければならない。

- 2 業務計画書には契約図書等に基づき下記事項等を記入する。
- (1) 業務の目的、概要
 - (2) 同乗する喜多方建設事務所職員を含めた組織体系図・役割分担
 - (3) 監督員を含めた組織内の連絡系統図
 - (4) 巡回路線
 - (5) 実施内容（道路パトロールの方法、各応急処置作業の方法）
 - (6) 緊急時の連絡体制
 - (7) 巡回結果の報告要領
 - (8) 業務管理責任者、パトロール要員及び運転手の氏名・所持資格等
 - (9) パトロール要員及び運転手の安全管理及び交通管理、第三者への配慮
 - (10) その他の業務上の必要となる事項
- 3 業務実施計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度、変更業務計画書を作成し、甲に提出し承諾を受けなければならない。

（パトロールのコース及び実施日）

第8条 パトロールを実施する路線及びパトロールを実施する日は、あらかじめ甲が作成する月別パトロール実施予定表（以下、「予定表」という。）によるものとする。

（業務管理責任者）

- 第9条 業務管理責任者はパトロールの適切な履行を確保するため、パトロール要員、運転手を指導、監督しなければならない。
- 2 業務管理責任者は、毎月1回監督員に業務全般に関して履行状況の報告を行うとともに、業務の実施計画（月間業務計画、翌月のパトロール要員及び運転手の人員配置案等）を提出し監督員の承諾を受けること。また、その他業務を実施する上で必要となる事項がある場合は併せて協議すること。

- 3 業務管理責任者は、パトロール要員及び運転手がパトロールを実施している間は、監督員と連絡がとれるようにしておかなければならない。

(パトロール要員及び運転手)

第10条 乙は、パトロール要員及び運転手を定め、その氏名その他必要な事項を監督員に通知しなければならない。パトロール要員及び運転手を変更したときも、同様とする。

- 2 パトロール要員及び運転手は、それぞれを兼ねることができる。ただし、前条に規定する業務管理責任者を兼ねることができない。
- 3 急病等に対応するため、パトロール要員、運転手とも複数名対応できる状態にあること。
- 4 1回のパトロールにて乗車するパトロール要員及び運転手は各1名とする。

(履行する際の留意事項)

第11条 業務管理責任者は、本仕様書及び特記仕様書で示された義務の適正な履行の確保に努めなければならない。

- 2 パトロール要員は、業務計画書に基づきパトロールを行い、その任務の履行に努めるものとする。
- 3 運転手は、常に安全運転に努めなければならないものとする。
- 4 業務の履行にあたっては、常に県民から注目されていることを自覚し、誤解を招く行動をとらないこと。
- 5 パトロール要員及び運転手は、道路パトロール車の旋回や休憩時等に立ち入る場所を、監督員とあらかじめ確認するものとし、道路維持作業を実施する等の理由により私有地の近傍で停車及び作業をする必要がある場合は、同乗の喜多方建設事務所職員助言により、行うものとする。
- 6 パトロール要員及び運転手は、甲が発行する身分証明書を携行し、関係人から請求があったときはこれを提示するものとする。
- 7 パトロール要員は緊急連絡に対応するため、2以上の電話回線（携帯電話等）を確保しておくものとする。
- 8 業務管理責任者とパトロール要員における連絡はパトロール要員の携帯電話で行うことを基本とするが、携帯電話不通区間等のやむを得ない場合は、パトロール要員及び運転手も道路パトロール車の衛星携帯電話を使用することができる。

(業務の履行)

第12条 乙は、業務計画書に基づき委託業務を履行するものとする。

- 2 甲は業務の都合により必要があると認めたときは、第1項に定める業務のほか、第2条に示す目的を達成するために必要な業務を履行させることができるものとする。

(道路異常時の対応)

第13条 巡回にあたり、次のような事象を発見した場合は下車して状況を確認し、必要がある場合は同乗の喜多方建設事務所職員からの助言により、応急処置業務を行うものとする。

- (1) 道路及び道路付属物の損傷並びに路上障害物、又は異常を発見した場合

- (2) 道路工事等の原因により交通及び沿道環境に支障となっている場合、又はその恐れがある場合
 - (3) 道路の不法占用等、その他道路の管理上支障となる行為を発見した場合
- 2 落石、積載物の落下等により交通に支障を及ぼしている場合
 - 3 その他、交通支障となる事象が発生又は発生するおそれがある場合。

(緊急時の対応)

第14条 巡回にあたり、今にも交通事故を誘発するような緊急を要する事象を発見した場合は、応急処置を講ずるとともに、必要がある場合は同乗の喜多方建設事務所職員からの助言により、交通誘導等の二次災害防止の処置に当たるものとする。

(パトロール結果の記録)

第15条 パトロール結果の記録は次の各号によるものとする。

- (1) パトロールにより把握した事項、措置した事項についてパトロール日誌に記載し監督員に報告するものとする。
- (2) パトロール時に発見した異常個所については、箇所毎に道路異常箇所状況報告書を作成し、監督員に提出するものとする。
- (3) パトロール日誌等の様式は、甲が定めこれを使用するものとする。

第3章 運転業務

(パトロールに使用する車両)

第16条 パトロールに使用する車両は、甲が貸与する道路パトロール車を使用する。

(業務内容)

第17条 運転手は、原則として業務計画書に基づく車両運行を行うものとする。

2 運転手は、車両の運転の他、次の業務を行うものとする。

- (1) 燃料の補給
- (2) 車両の保守点検整備（始業前点検、洗車・車内清掃、給油脂）
なお、車両に異常が確認された場合は、甲と協議し、安全に運行できる体制を取ること。
- (3) 自動車使用簿の記録
- (4) 応急処置業務を行うパトロール要員の補助
- (5) 応急処置業務を行うパトロール要員の安全確保のための交通誘導
- (6) 調査等を行う喜多方建設事務所職員の安全確保のための交通誘導

第4章 その他

(職員の同乗)

第18条 パトロール業務は、原則として甲により指名された道路監理員（喜多方建設事務所職員）を同乗させて実施すること。

2 パトロール要員及び運転手は、同乗した甲の職員にパトロールに関して助言を求めることができる。

(守秘義務)

第19条 乙は業務の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。